

低入札に係る調査基準価格等の算定式の見直しについて

名古屋港管理組合では、公共工事の適正な履行、下請業者へのしわ寄せ防止、安全管理体制の確保及び品質確保などの観点から、低入札対策に取り組んでいます。

この度、公共工事の品質確保を図るうえで重要な役割を果たす測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）について、更なる対策の強化を図ることとし、**低入札に係る調査基準価格等の算定式の見直し**を下記のとおり行います。

1 改正内容

建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査制度の「調査基準価格」、「失格判断基準」及び最低制限価格制度の「最低制限価格」について、算定に使用する一般管理費等の算入率を別紙のとおり引き上げます。

2 改正時期

2024年8月1日以降に発注する案件から適用します。

※「名古屋港管理組合低入札価格調査等実施要領」は名古屋港管理組合公式ウェブサイト (<https://www.port-of-nagoya.jp/>) ページ番号 1001002 に掲示してあります。

《建設コンサルタント業務等算定式》

業務区分	調査基準価格・最低制限価格 (①+②+③+④) × 110 / 100			
	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の <u>6</u> を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に10分の <u>6</u> を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>7</u> を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の <u>5</u> を乗じて得た額
補償関係のコンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>7</u> を乗じて得た額

- ・調査基準価格及び最低制限価格の上限は予定価格の92%、下限は予定価格の75%です。
- ・①から④の合計額に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。

業務区分	低入札価格調査制度における失格判断基準			
	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の <u>5</u> を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の <u>6</u> を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>5</u> を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の <u>5</u> を乗じて得た額
補償関係のコンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>5</u> を乗じて得た額

- ・失格判断基準は工事と合併して建設コンサルタント業務等を発注する場合に適用します。